

鳥取県美術展覧会運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県美術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 運営委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県美術展覧会（以下「県展」という。）に関すること。
 - ア 県展の出品規定に関すること。
 - イ 県展の無鑑査作家の資格得喪に関すること。
 - ウ 県展の審査員の決定に関すること。
 - エ その他県展の運営に必要な事項に関すること。
- (2) 鳥取県ジュニア美術展覧会（以下「ジュニア県展」という。）に関すること。
 - ア ジュニア県展の開催要項に関すること。
 - イ ジュニア県展の審査員の決定に関すること。
 - ウ その他ジュニア県展の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 前条に規定する事項は、次のとおり設置する部会において調査審議を行うものとする。

名称	所掌事務	委員定数
鳥取県美術展覧会運営部会	県展の開催、運営に関することとし、前条第1項第1号に定める事項	23名以内
鳥取県ジュニア美術展覧会運営部会	ジュニア県展の開催、運営に関することとし、前条第1項第2号に定める事項	10名以内

- 2 部会の所掌事務に関する事項は、各部会の議決をもって鳥取県美術展覧会運営委員会の議決とすることができる。
- 3 部会に属すべき委員は、鳥取県が選考し、知事が任命する。
- 4 運営委員の任期は任命の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 運営委員会の庶務は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課において行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか運営委員会の運営に必要な事項は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月23日から施行する。
- 2 平成29年度中に任命した委員の任期については、第3条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 鳥取県美術展覧会要綱（平成26年2月5日付201200172445号鳥取県文化観光局長通知）及び鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会要綱（平成26年3月13日付201300191315号鳥取県文化観光局長通知）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月16日から施行する。